

シンガポール海外調査報告

水野 忠恒

I はじめに

今回の調査では、シンガポールでは、①大手会計事務所である KPMG ならびに Price WaterHouse & Coopers における日本企業担当の公認会計士、および、② White & Case、Khattar Wong の 2 つの法律事務所、に対して税制についてインタビューを行った。大手会計事務所では、主に、日本から進出する企業からみたシンガポール税制の問題について貴重な話を聞くことができた。また、2 つの法律事務所では、White & Case は、企業法務としての租税法の話、これに対して、Khattar Wong は、White & Case の日本オフィスからの紹介をうけたが、文字通りもっぱらシンガポールの租税法の専門の弁護士 5 名の方に面会して話を聞いた。以下は、税制上の論点を中心に、報告するものである。

II シンガポール税制の特色

- ①法人税率が低い（現在 20%、さらに 18%への引き下げが決まっている）。
- ②キャピタル・ゲイン課税が存在しない。したがって、子会社の設立にかかる資産の譲渡益課税や企業の組織再編にかかる税制上の考慮は必要がない。
- ③シンガポールでは、企業会計と法人税法とはまったく分離されている。特に、2002 年以降、企業会計のルールがどんどん変化しているとされる。
- ④銀行の顧客情報の秘密が厳守されている。
- ⑤子会社の資本構成を問題とする過小資本税制は存在しない。

↓

- 1) 法人税率引き下げには、外国企業の誘致という政策目標があることは否定できない。シンガポールは、わが国のタックス・ヘイヴン対策税制の適用がなされないよう、日本企業については、タックス・ヘイヴン対策税制の除外規定である実体的経済活動を行うことを指導している。

いずれにしても、法人税率引き下げにともない、外国持ち株会社が、800 社から 3,000 社に増加してきている。また、わが国の大企業とともに移転してきた下請け会社もあり、18%の税率引き下げにより、こうした中小企業の保護にもなるとされる。

半導体メーカーの他、金融子会社や造船会社の増加もあるとされる。

これは、税制のみでなく、シンガポールのインフラ整備や立地条件の優れていることにも要因があるとされる。

しかしながら、Headquarter(海外統括子会社)が、香港、オランダに逃避する例もみられるといわれる。特に、シンガポール首相が、当時の谷垣財務大臣を訪問した際、タックス・ヘイヴン対策税制の適用をしない要請をしたことがあり、これを受けて、わが国のタックス・ヘイヴン対策税制には、若干の手直しがなされたということである。

2) 外国企業の進出形態として、支店と現地子会社との選択があるが、手続上の難しさや源泉税を考えると、現地子会社が多く選択されているとのことであった。ただし、法規制により、現地子会社の設立が認められない業種もある。シンガポールの締結する租税条約では、シンガポール居住者には、配当の源泉課税がないため、このような租税条約の利用は顕著であるといわれる。

なお、上にのべたように、キャピタル・ゲイン課税が存在しないため、企業の取得(M&A)は、営業譲渡と、株式買収によるものが多い。

3) transfer pricing の問題は、特に、アメリカ合衆国のエレクトロニクス等の製造業では、問題とされることがあるとされる。シンガポールでは、事前確認を行ったり、また、ガイドラインを設けている。多くは、シンガポール子会社に利益の留保がされたまま、再投資されることが多い。特に、アメリカ企業については、タイやマレーシアに対する投資のための資金運用の拠点とされる場合があるということであった。

また、シンガポールには過小資本税制は存在しないが、関連企業間の利子の支払いについては、transfer pricing と同様に、問題とされることがあるという指摘があった。

4) シンガポールにはキャピタル・ゲイン課税が存在しないとされるが、企業の場合には、事業活動とされる場合には、通常所得として課税されることになる。

III シンガポールの法制度の影響

シンガポールは、伝統的に、イギリスのコモン・ローの影響が強く、business trust, investment trust, reit のほか、個人信託もあるとされる。特に、インドネシアなどの富裕層の遺産税の節税のため、非居住者による信託利用が普及しつつある。遺産税回避のための個人信託の利用は顕著とされる。

最近では、LLP も増加している。なかには、TMK も用いられる。

IV 租税回避への対応

前述のように、シンガポールはコモンローの国であり、イギリスの Ramsey 判決などの判例がそのまま法源とされるのではないが、その考え方が引用されることが少なくないとされる。

シンガポールにおいても、仮装取引 (sham transaction) の否認により不当な税負担の軽減には対抗されてきた。企業の反対は強かったが、1988 年に、仮装取引 (sham transaction) の否認とともに、租税回避の一般的否認規定が強化されたとされる。

所得税法 33 条である。「このような操作がなされなければ、通常、課税されたと考えられる税負担を減少し、あるいは、回避すると認められる場合には、税務署長には、その取引を否認する権限が与えられる。」というものであり、包括的な、租税回避の一般的否認規定である。